親権喪失宣告事案

平成20年1月から平成21年12月までの2年間に全国の家庭裁判所で終局した親権 喪失宣告事件のうち、最高裁判所事務総局家庭局において事案を把握できたのは、合計2 17件(平成20年について106件、平成21年について111件)である。この件数 は、事件本人や未成年者が複数ある場合には、事件本人又は未成年者ごとに1件と数えた ものであるため、実質的には140例である。

以下、実質的な140例を母数として、その内容等をとりまとめた。

1 申立人別・終局別内訳

	児童相談所長申立て	親族申立て	合計
認容	7例(58.3%)	18例(14.1%)	25例(17.9%)
却下	0例(0.0%)	20例(15.6%)	20例(14.3%)
取下げ	4例(33.3%)	83例(64.9%)	87例(62.2%)
その他・不明	1例(8.3%)	7例(5.5%)	8例(5.7%)
合計	12例	128例	140例

2 児童相談所長申立てについて

- ◎ 認容事例(7例)
 - 6例は、虐待事案(身体1例、精神的1例、ネグレクト1例、性的3例)。
 - 1例は、28条審判に基づく強制入所措置後も実母が施設職員等に対して脅迫的 言動を繰り返したことを理由とするもの。

◎ 取下げ事例(4例)

- いずれも医療ネグレクト事案 (輸血拒否2件、その他2件)。
- 3例は、申立日当日に保全処分が認容され、職務代行者(2例は弁護士、1例は不明。)を選任。このうち2例は、治療実施後に本案取下げ。残る1例は、保全認容後に親権者が治療に協力的となり本案取下げ。
- 1例は、審問で親権者が医療行為に同意したため本案取下げ。

◎ その他・不明事例(1例)

○ 1 例は、後見人適格者が見当たらず、後見人選任手続が難航。子らが成人したため当然終了。

3 親族申立てについて

- ◎ 認容(18例)
 - 監護者の態様
 - ・ 6例は、未成年者が施設入所中又は一時保護中のもの。
 - その他は親族等が監護中のもの。

- 多くは、虐待事案(虐待の内容は、性的、ネグレクト等複合的なものが多い。)。
- 2例は、親がもう一方の親を殺害して収監中。
- 2例は、親権者は、基本的には所在不明だが、時折現れることあり。

◎ 却下(20例)

- 4例は、未成年者が施設入所中又は里親委託中。いずれも親権者は児童相談所等 の指導には従っている。
- 10例は、事件本人が未成年者の監護に関与中。元夫婦や親族間の紛争を背景と した申立てが多い。
- 1例は、未成年者は1人暮らし。実父母は、実母を親権者として離婚。その後、 実母は再婚し、再婚相手と未成年者は養子縁組。これにより未成年者は再婚相手の 氏となった。未成年者が実父の氏に戻ることを希望したことなどから、実父が申し 立てたものと思われる。
- 4例は、申立人が監護中。
 - ・ 親権者母として離婚後、父の下で監護されていたが、父が死亡。未成年者を引き取った親族が母について申立て。
 - ・ 親権者母として離婚後、父方祖父母の下で監護。祖父母は未成年者との養子縁組を希望したが母が反対したため申立て。母は未成年者を引き取る意思があると主張。未成年者(12歳)も親権喪失に反対。
 - ・ 申立人が取下げ意思を示したが、取下書提出せず、連絡も付かなくなった。
 - 国際裁判管轄は、実母が居住するフィリピンにあるとして却下。

◎ 取下げ(83例)

- 17例は、未成年者が一時保護中、施設入所中又は里親委託中
 - ・ 未成年者自身が事件本人のところへ戻る意思を示したもの。
 - ・ 同意入所や28条審判に基づく強制入所が予定されているもの。
 - ・ 他の手続(親権辞任,親権者変更等)が予定されたもの。
 - ・ 元夫婦や親族間の紛争を背景としたもの。
- 17例は、事件本人が未成年者の監護に関与中
 - ・ 児童相談所が関与し始めたもの。
 - ・ 元夫婦間や親族間での紛争を背景としたもの。
- 49例は、親族等が未成年者を監護中等
 - 以下の手続が予定されたと思われるもの。
 - ① 未成年後見開始しているものとして未成年後見人選任 2例
 - ② 養子縁組 6例
 - ③ 親権辞任 4例
 - ④ 養子縁組離縁,親権者変更等 2例
 - ⑤ 監護権者指定等 4例
 - ⑥ 親族間紛争調整等 5例
- 申立ての発端として、数は少ないが、修学旅行手続や留学手続等に協力しないこと、退学届を勝手に提出したこと、子を監護していないにもかかわらず児童扶養手当を受給していること等の例がある。